

福岡市病院事業運営審議会の運営について（案）

福岡市病院事業運営審議会規則（昭和 44 年福岡市規則第 13 号）第 9 条の規定に基づき、福岡市病院事業運営審議会の運営に関し、下記のとおり定める。

平成 25 年 月 日

福岡市病院事業運営審議会会長 久保 千春

記

会長は、福岡市病院事業の運営に関し報告を受けるため、原則として年に 1 回、福岡市病院事業運営審議会規則第 7 条第 1 項の規定により審議会の会議を招集するものとする。